9．積立金の明細

法人単位　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
通則法第44条第１項積立金	887,262,482	150,312,125	△ 631,566,990	406,007,617	当期積立額 150,312,125 国庫等納付金 406,007,618 基金への組入額 225,559,372

㈱　前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は887,262,482円であり、これに前中期目標期間の最終年度の未処分利益150,312,125円を加えると、積立金は1,037,574,607円となります。

この積立金1,037,574,607円のうち406,007,618円を国庫等へ納付し、財務大臣の認可を受けた225,559,372円を基金へ組み入れ、差引406,007,617円については積立金として整理しております。

第一号勘定　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
通則法第44条第１項積立金	701,949,184	110,066,051	△ 406,007,618	406,007,617	当期積立額 110,066,051 国庫等納付金 406,007,618

㈱　前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は701,949,184円であり、これに前中期目標期間の最終年度の未処分利益110,066,051円を加えると、積立金は812,015,235円となります。

この積立金812,015,235円のうち406,007,618円を国庫等へ納付し、差引406,007,617円については積立金として整理しております。

第二号勘定　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
通則法第44条第１項積立金	185,313,298	40,246,074	△ 225,559,372	—	当期積立額 40,246,074 基金への組入額 225,559,372

㈱　前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は185,313,298円であり、これに前中期目標期間の最終年度の未処分利益40,246,074円を加えると、積立金は225,559,372円となります。

この積立金225,559,372円については、財務大臣の認可を受けて基金へ組み入れております。

10．役員及び職員の給与の明細

法人単位　（単位：千円、人）

区　分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役　員	(—) 60,610	(—) 4	(—) —	(—) —
職　員	(—) 384,523	(—) 48	(—) —	(—) —
合　計	(—) 445,134	(—) 52	(—) —	(—) —

注１　役員に対する報酬等の支給の基準の概要
・報酬月額：理事長　944,000円、理事　781,000円、監事　706,000円
・退職手当の計算方法
［退職等の日における俸給月額×在職月数×100分の12.5×独立行政法人評価委員会が定める業績勘案率（0.0～2.0）］

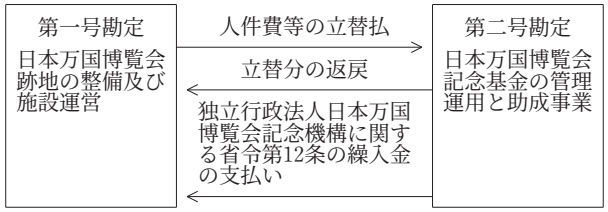
２　職員に対する給与及び退職手当の支給の基準の概要
・本給表については機構独自のものを使用
・退職手当の計算方法
［退職等の日の本給月額×次の区分による支給割合×在職年数］
⑴勤続５年までの期間　１年につき100分の100
⑵勤続５年を超え10年までの期間　１年につき100分の140
⑶勤続10年を超え20年までの期間　１年につき100分の180
⑷勤続20年を超え30年までの期間　１年につき100分の200
⑸勤続30年を超える期間　１年につき100分の100
ただし、合計額は本給月額の100分の5,500を超えないものとする。

３　人件費については、業務に直接従事している職員の給与比で一般管理費を按分しており、区分経理ごとに支給人員を区分して記載することが困難なため、その記載を省略しております。

４　支給人員数は、年間平均人員数によっております。

５　非常勤の役員又は職員に対する報酬又は給与、退職手当の支給額及び支給人員を外数として（　）で記載しております。

各勘定の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類



法人単位の計算書と勘定別計算書の関係を明らかにする書類

1　貸借対照表

（単位：円）

	第一号勘定	第二号勘定	調整	法人単位
資産の部				
Ⅰ 流動資産	3,147,179,765	1,983,243,994	(45,309,884)	5,085,113,875
現金及び預金	591,996,612	144,069,184		736,065,796
有価証券	2,199,780,004	1,799,726,911		3,999,506,915